

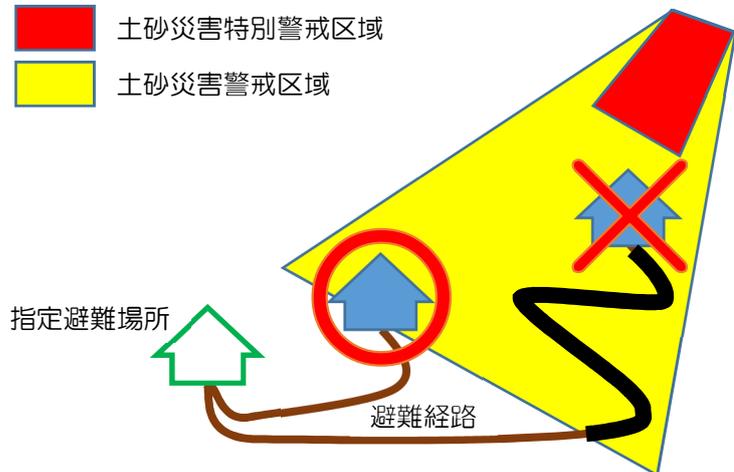
土砂災害警戒区域および浸水想定区域の例外規定について（イメージ図）

※本資料は土砂災害を例に作成

- (1) (3) 土砂災害又は洪水等が発生した場合に土砂災害又は洪水等の指定避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（国の技術的助言で例示）

例えば・・・

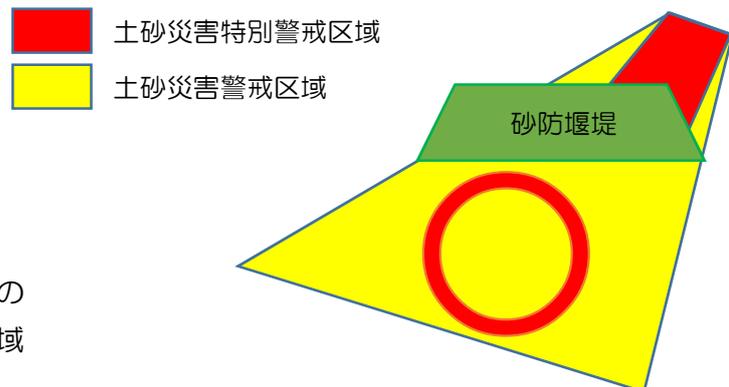
土砂災害が発生しても土砂に埋没しない（土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されていない）避難経路が存在する土地の区域



- (2) 土砂災害警戒区域指定後に土砂災害を防止・軽減する施設の整備等の防災対策が実施され安全が確保された土地の区域（国の技術的助言で例示）

例えば・・・

土砂災害警戒区域指定後に砂防堰堤の整備により安全が確保されている土地の区域



※法制度上、土砂災害警戒区域の指定が解除されない土地の区域

- (4) 土砂災害又は洪水等の**発災前**に土砂災害又は洪水等の指定避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（国の例示と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域）

例えば・・・

避難行動タイムラインの作成などの早期の避難体制の整備に向けた取り組みが進められている地域であって、指定避難場所からの避難距離が4キロメートル以内であり、歩行可能な幅員2メートル以上の避難経路が存在している土地の区域

